

燕市議会会議規則の一部改正について

燕市議会会議規則（平成18年議会規則第1号）の一部を次のように改正するものとする。

平成24年12月21日 提出

議会運営委員長 大原 伊一

記

燕市議会会議規則の一部を改正する規則

燕市議会会議規則(平成18年燕市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 会議録(第78条—第80条)」を
「第9節 公聴会、参考人(第78条—第84条) に、
第10節 会議録(第85条—第87条) 」

「第81条—第85条」を「第88条—第92条」に、「第86条—第102条」を「第93条—第109条」に、「第103条・第104条」を「第110条・第111条」に、「第105条—第116条」を「第112条—第123条」に、「第117条・第118条」を「第124条・第125条」に、「第119条—第129条」を「第126条—第136条」に、「第130条—第136条」を「第137条—第143条」に、「第137条—第141条」を「第144条—第148条」に、「第142条—第150条」を「第149条—第157条」に、「第151条—第156条」を「第158条—第163条」に、「第157条」を「第164条」に、「第158条」を「第165条」に、「第159条」を「第166条」に改める。

第17条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に、「2人以上の発議者が」を「2人以上の賛成者とともに」に改める。

第37条第1項中「第132条」を「第139条」に改める。

第159条を第166条とし、第152条から第158条までを7条ずつ繰り下げる。

第151条第2項中「第104条(秘密の保持)第2項」を「第111条(秘密の保持)第2項」に改め、同条を第158条とし、第97条から第150条までを7条ずつ繰り下げる。

第96条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改め、同条を第103条とし、第78条から第95条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第78条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。
(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。
(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者の中から、議会において定め、議長が本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。
(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要

な事項を通知しなければならない。

- 2 参考人については、第81条(公述人の発言)、第82条(議員と公述人の質疑)及び第83条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。別表中「別表(第157条関係)」を「別表(第164条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第96条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。